

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課

農業経営課

法令名	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律		法令番号	令和4年法律第37号	
手続名	環境負荷低減事業活動実施計画の認定		根拠条項	法第19条第5項及び法第21条第5項	
審査基準	<p>○実施計画の内容</p> <p>法第2条第4項に定める農林漁業の持続性の確保に資するよう、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う次に掲げる事業活動</p> <p>(1) 農林漁業者（又はこれらの者の組織する団体）が行う事業計画であること</p> <p>(2) 以下のいずれかに掲げる事業計画であること</p> <p>① 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動</p> <p>② 温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動</p> <p>③ 別途、農林水産大臣が定める事業活動</p> <p>(3) 農林漁業の持続性の確保に資するものであること</p> <p>○審査事項</p> <p>ア 目標及び活動内容が、具体的かつ環境負荷の低減への寄与の観点から明確であって、基本計画の内容と整合していること。また目標が実現可能なものであること。</p> <p>イ 活動を実施するために適切な実施期間が設定されていること。</p> <p>ウ 経営面積の概ね2分の1以上の面積で活動に取り組むなど、農林漁業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組む見込みであること。</p> <p>エ 活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農林水産物の付加価値の向上等、農林漁業による所得の維持又は向上を図り、経営の持続性に努めていること。</p> <p>オ 導入する設備等が目標及び活動内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。</p> <p>カ 活動を実施するために必要な資金の額が設定され、その調達方法が適切であること。</p> <p>キ 人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて活動が確実に実施できるものとなっていること。</p> <p>ク 活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。</p> <p>キ 法第23～27条までの特例、法及び租税特別措置法に基づく課税の特例のいずれかを活用する場合は、適用条件を満たしていること。</p>				
	受付機関	振興センター等	処理機関	農業経営課等	交付機関
		標準処理期間		60日	目次
		標準経由期間		45日	No.